省　令

○厚生労働省令第百二十八号

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第五条第一項の規定に基づき、厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令

厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成十二年厚生省令第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令

第一条中「並びに第三条第一号」を「、第三条第一号」に改め、「第五号まで」の下に「並びに第四条第二号」を加え、「無償貸付又は譲与」を「無償貸付、譲与又は時価よりも低い対価による譲渡」に改める。

第二条中「無償貸付又は譲与」を「無償貸付、譲与又は時価よりも低い対価による譲渡」に改める。

第十二条の見出しを「（譲与等の報告）」に改め、同条中「第九条」の下に「又は第十二条」を、「譲与」の下に「又は譲渡」を加え、同条を第十五条とし、第十一条の次に次の三条を加える。

（医薬品の譲渡）

第十二条　部局長は、感染症予防のため必要な医薬品を、時価よりも低い対価で譲渡することができる。

（医薬品の譲渡の申請）

第十三条　部局長は、前条の規定による医薬品の譲渡を受けようとする者から、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。

一　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

二　譲渡を受けようとする医薬品の品名及び数量

三　譲渡を必要とする理由

四　その他参考となる事項

（医薬品の譲渡の承認）

第十四条　部局長は、前条の規定による譲渡の申請を承認したときは、次の各号に掲げる事項を記載した承認書を申請者に送付するものとする。

一　譲渡する医薬品の品名及び数量

二　譲渡価額

三　譲渡目的

四　譲渡期日及び引渡場所

五　譲渡に際して条件を付する必要があると認めるときは、その条件

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○金融庁
財務省告示第三号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、平成十五年法務省告示第三号（社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月四日

金融庁長官　森　信親
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎

告　示

○内閣府告示第三百三十二号

皇室会議議員及び予備議員互選規則（昭和二十二年政令第百六十四号）第五条第一項の規定により皇族たる皇室会議の議員及びその予備議員の互選を行う期日を平成二十七年九月四日と定めたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年八月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

「ダイワ　セキュリティーズ　トラスト　アンド　バンキング（ヨーロッパ）ピーエルシー　英国　ロンドン市　キング　ウィリアム　ストリート　五　四　階」を「スミトモ　ミツイ　トラスト（ユーケー）リミテッド　英国　ロンドン市　ビショップスゲート　百五十五」に改める。

○政治資金適正化委員会告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十七年八月四日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
三五九	武部　俊和	二七、七、一四	本人からの申請
三五四八	権藤　和幸	二七、七、一四	本人からの申請

○法務省告示第四百五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年八月四日

平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

法務大臣　上川　陽子

第二号ハの表に次のように加える。

有限会社ＳＩＮＹＵ	栃木県宇都宮市叶谷町二百十六番地一	塗装
有限会社磯工業	群馬県伊勢崎市東小保方町九百八十五番地一	鉄筋施工
大倉企業株式会社	東京都あきる野市下代継百八十一番地	建設機械施工
有限会社ファインテックコマツ	神奈川県横浜市港南区上永谷五丁目七番三十四号	塗装
有限会社北信鋼業	長野県長野市若穂保科二百七十八番地二	鉄筋施工
株式会社ＡＯＩ	山口県岩国市周東町下久原六百二十六番地七	とび
戸畑金属工業株式会社	福岡県嘉麻市上山田字猪ノ鼻千九十九番地の二	塗装
株式会社大同工務店	佐賀県鳥栖市神辺町千四百十八番地四	溶接
上野電気株式会社	熊本県上益城郡御船町大字御船八百九十九番地十七	冷凍空気調和機器施工

○法務省告示第四百六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年八月四日

平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

法務大臣　上川　陽子

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社村上工業	宮城県気仙沼市赤岩大滝七番地十二	建設機械施工
株式会社ホワイト	宮城県気仙沼市赤岩大滝七番地十二	建設機械施工
株式会社岡部工務店	新潟県新発田市佐々木二千五百三十八番地四	型枠施工